

「この条において「公社債等」を「この項において「公社債等」に、「第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等」を「利子等、配当等又は第一百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利益の分配」に、「又は配当等」を「、配当等又は利益の分配」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、内国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「内国信託会社」という。）が、その引き受けた証券投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。）の信託財産に属する公社債、合同運用信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、株式又は出資（以下この項において「公社債等」という。）につき国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託

財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第一百八十条第一項第一号中「（信託財産に係る収入及び支出の帰属）」を「（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）」に改める。

第一百八十条の二第三項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「外国法人である信託会社」を「外国法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に、「第一百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託」を「第一百七十六条第三項に規定する集団投資信託」に改め、「で国内にある営業所に信託されたもの」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（外国法人の課税所得の範囲）」、「（外国法人に係る所得税の課税標準）」及び「（外国法人に係る所得税の税率）」を削り、「外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）」を「外国信託会社」に、「第一百七十六条第一項各号（信託財産に係る利子等の課税の特例）に掲げる信託で国内にある営業所に信

託されたもの」を「その引き受けた第百七十六条第二項に規定する退職年金等信託」に改め、「公社債等（及び「をいう。以下この項において同じ。」）」を削り、「又は第五号（国内源泉所得）」を「、第五号又は第十二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）、第一百七十八条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「外国信託会社」という。）が、その引き受けた第一百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する証券投資信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第一百六十二条第四号（同号口を除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

第一百八十二条第二項中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第一百九十八条の見出しを「（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」に改め、同条に次の四項を加える。

- 2 第百九十四条から第百九十六条までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）及び第二百三条の五第四項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において同じ。）により提供することができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

- 4 第二項の場合において、国税通則法第二百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定によ

る氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 第二項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百三条第一項中「された納税地」の下に「。第四項において同じ。」を加え、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項の退職手当等の支払を受ける居住者は、同項の規定による申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者がその退職手当等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

6 第百九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、第四項の場合について準用する。

7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三条の五第一項中「された納税地」の下に「。第四項において同じ。」を加え、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項の公的年金等の支払を受ける居住者は、同項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等の支払者がその公的年金等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

6 第百九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、第四項の場合について準用する。

7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百十条中「を含む。」で政令で定めるもの」を「として政令で定めるものを含む。」に改める。

第二百十二条第一項中「（信託財産）を「若しくは第二項（信託財産）」に改め、同条第三項中「（信託財産）を「又は第二項（信託財産）」に改める。

第二百二十四条第一項及び第二項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第二百二十四条の三第一項中「掲げる者」の下に「これに準ずる者として政令で定めるものを含む。」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 その株式等の譲渡について売委託（次号に規定する株式等の競売についてのものを除く。）を受けた金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者又は同条第十一項に規定する登

録金融機関

第二百二十四条の三第二項第一号中「第二条第二十三項」を「第二条第十六項」に改め、同項第五号中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 特定受益証券発行信託の受益権

第二百二十四条の四中「合同運用信託、投資信託、特定目的の信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託」を「第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた金融商品取引法第二条第九項

(定義) に規定する金融商品取引業者（同法第六十五条の五第二項（信託会社等の信託受益権の売買等を行う場合の準用）の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）又は同法第二条第十項に規定する登録金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項（信託業務を営む金融機関が信託受益権売買等業務を営む場合の準用）の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。）

第二百二十五条第一項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託の受益証券に」を「特定受益証券発行信託の受益証券に」に改め、同項第一号中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第二号中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に、「受益証券」を「受益権」に改め、「優先出資」の下に「公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権」を加え、同条第二項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する支払をする者は、同項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次条第

四項、第二百三十一条第二項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

4 前項本文の場合において、同項の支払をする者は、第二項の通知書を交付したものとみなす。

第二百二十六条第四項中「第一項の給与等」の下に「第二項の退職手当等又は前項の公的年金等」を加え、「同項」を「これら」に改め、「当該給与等」の下に「退職手当等又は公的年金等」を加え、

「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三十一条第二項（給与等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）」を削り、同条第五項中「給与等」の下に「退職手当等又は公的年金等」を加え、「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第二百二十七条を次のように改める。

（信託の計算書）

第二百二十七条 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せ

られる収益及び費用の帰属)に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。)の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。)については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十七条の二の見出しを「(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)」に改め、同条中「(以下この条において「組合契約」という。)」を削り、「規定する組合員」の下に「又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項(定義)に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員」を、「当該有限責任事業組合」の下に「又は投資事業有限責任組合」を加え、「当該組合契約」を「当該有限責任事業組合契約又は投資事業有限責任組合契約」に改め、「翌年一月三十一日」の下に「(当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が提出する場合には、同日又は政令で定める日のいずれか遅い日)」を加える。

第二百二十八条第一項中「規定する調書」の下に「又は前条に規定する計算書」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 業務に関連して他人のために名義人として第三百二十四条の三第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等を含む。以下この項において同じ。）の支払（同条第三項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価（第二百二十五条第一項に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十八条の四中「（信託に関する計算書）」を「（信託の計算書）」に、「有限責任事業組合」を「有限責任事業組合等」に、「若しくは第二項」及び「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二百三十二条第二項及び第三項中「給与等」の下に「、退職手当等又は公的年金等」を加える。

第二百三十四条第一項第二号中「（信託に関する計算書等）」を「（信託の計算書等）」に改める。

第二百四十二条第五号中「（信託に関する計算書等）」を「（信託の計算書等）」に改め、同条第六号

中「同条第四項」を「第二百二十五条第三項若しくは第二百二十六条第四項」に改め、同条第八号中「正当な理由がないのに」の下に「第二百二十五条第三項ただし書、」を、「又は」の下に「第二百二十五条第三項ただし書に規定する通知書、」を加える。

別表第一第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

貸金業協会

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

別表第一第一号の表中証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金

金融商品取引法

別表第一第一号の表日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本水先人会連合会

水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）

別表第一第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える。

認可金融商品取引業協会

金融商品取引法

別表第一第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。

水先人会

水先法

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 連結納稅義務者(第四条の二—第四条の五)」を「第二章の二 連結納稅義務
第二章の三 法人課稅信託

者(第四条の二—第四条の五)

に、「第十条の三」を「第十条の二」に、「第十五条の三」を「第十五
(第四条の六—第四条の八)」

条の二に、「第二編 内国法人の納稅義務」を「第二編 内国法人の法人税」に、「(第六十一条)」
を「(第六十条の三)」に、「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二—第六十
一条の四)」を

「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条)

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二—第六十一条の

「第八款 リース取引

に、「第八款 各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条)」を「第九款 法人課稅信
四」

第十款 各事業年度

〔第一章の三 特定信託の各計算期間の所得に対する

(第六十四条の二)

託に係る所得の金額の計算 (第六十四条の三) に、

の所得の金額の計算の細目 (第六十五条) — 第二節 税額の計算 (第八十二条の四—第八

する法人税

の二・第八十二条の三)

十二条の七)

八一第八十二条の十七)

」

を「第二章 退職年金等積立金に対する法人税」に、「第三編 外国法人の納

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

〔第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人
第一節 課税標準及びその計算 (第一百四十五条の二・
第二節 税額の計算 (第一百四十五条の四—第一百四十五

税義務」を「第三編 外国法人の法人税」に、

第三節 申告、納付、還付等（第一百四十五条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の九・

第二節 税額の計算（第一百四十五条の十二）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の十二）

税

第一百四十五条の三）

条の七）

「第三章 退職年金等積立金に対する法人税

を

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二・第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第一百四十五条の十）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

」

に改める。

第二条第十二号の八中「合併法人の株式又は出資」を「合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己）が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。」のいずれか一方の株式又は出資」に改め、同号イ中「発行済株式又は出資（自己）が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。」を「発行済株式等」に改め、同号ロ(1)中「（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）」を削り、同条第十二号の十一中「株式以外の資産〔」を「株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。以下この号において同じ。）のいずれか一方の株式以外の資産〔」に、「株式以外の資産が」を「株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が」に改め、同条第十二号の十六中「株式以外」を「株式又は株式交換完全支配親法人株式（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式

式をいう。」のいずれか一方の株式以外」に改め、同号口(1)中「を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い」を「に伴い当該相当する数の者の全部又は一部が」に、「分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式交換完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。口において「合併法人等」という。」を「以下この号及び次号において「合併法人等」という。」に引き継がれることが見込まれている場合には、当該相当する数の者において「合併法人等」という。」に引き継がれることが見込まれている場合には、「を行うことが見込まれている場合には、者の中のうち当該合併法人等」に改め、同条第十二号の十七口(1)中「を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にあつては、当該株式移転に係る株式移転完全親法人との間に政令で定める関係があるものに限る。口において「合併法人等」という。）」を「に伴い当該相当する数の者の全部又は一部が当該適格組織再編成に係る合併法人等に引き継がれることが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該合併法人等」に改め、同条第十九号中「又は各計算期間」及び「又は当該計算期間」を削り、同条第二十号中「（有価証券を除く。）」を削り、「棚卸を」を「棚卸しを」に改め、「定めるもの」の下に「（有価証券及び第

六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品を除く。」を加え、同条第二十一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「出資」の下に「及び第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係るもの」を加え、同条第二十六号中「同条第二十八項」を「同条第二十二項」に、「第二十八号」を「第二十九号口」に改め、「同じ。」の下に「並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託」を加え、同条第二十七号を削り、同条第二十八号を同条第二十七号とし、同条第二十九号を同条第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 集団投資信託 次に掲げる信託をいう。

イ 合同運用信託

口 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（次に掲げるものに限る。）及び外国投資信託

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託
- (2) その受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信

託にあつては、委託者)による受益権の募集が、同条第八項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内において行われるものとして政令で定めるもの

ハ 特定受益証券発行信託(信託法(平成十八年法律第二百八号)第一百八十五条第三項(受益証券の發行に関する信託行為の定め)に規定する受益証券発行信託のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(イに掲げる信託及び次号ハに掲げる信託を除く。)をいう。)

(1) 信託事務の実施につき政令で定める要件に該当するものであることについて政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた法人(①において「承認受託者」という。)が引き受けたものであること(その計算期間開始の日の前日までに、当該承認受託者(当該受益証券発行信託の受託者に就任したことによりその信託事務の引継ぎを受けた承認受託者を含む。)がその承認を取り消された場合及び当該受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合を除く。)。

(2) 各計算期間終了の時における未分配利益の額として政令で定めるところにより計算した金額のその時における元本の総額に対する割合(③において「利益留保割合」という。)が政令で定め